

半田山北自治会総会 説明資料

章	条	現行規約	改定案	備考
第1章 総則	第1条 (名称)	この会は、半田山北自治会と称する	この会は、半田山北自治会と称する	
	第2条 (区域)	この区域は、浜松市東区半田山1丁目の一部から、3丁目の一部、4丁目全体、5丁目の一部を除く、6丁目全体までの区域とする。	この会の区域は、浜松市中央区半田山の1丁目22番、3丁目31番、4丁目、5丁目(5～10番を除く)、6丁目とする。	
	第3条 (事務所)	この会の事務所は、自治会会長宅に置く。	この会の事務所は半田山北公会堂(半田山4丁目47番30号)に置く。	
	第4条 (会の組織)	会員相互の緊密な連携を図るため、この会に組、及び班を置く。 2. 組に組長、班に班長を置く。	会員相互の緊密な連携を図るため、この会に役員、組、及び組の中に班を置く。 2. 組に組長、班に班長を置く。	
第2章 目的	第5条 (目的)	この会は、第2条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題について、共に関心をもち、共同して実践活動を行い、住み良い環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的とする。	この会は、第2条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題について、共に関心をもち、共同して実践活動を行い、住み良い環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的とする。	
	第6条 (事業)	この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)会員相互の連絡事務に関する事。 (2)生活環境の改善及び向上に関する事。 (3)住民生活の安全確保に関する事。 (4)住民の教育、福祉及び文化の向上に関する事。 (5)住民の健康増進に関する事。 (6)住民相互の融和と扶助に関する事。 (7)地域内の老人、成年、子供等の団体行動、及び住民のグループ活動の育成及び援助に関する事。 (8)自治会連合会、地区自治会連合会、その他の団体との連絡及び協調に関する事。 (9)市役所、その他公署との連絡及び協力に関する事。 (10)その他目的の達成のために必要な事。	この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)会員相互の連絡事務に関する事。 (2)生活環境の改善及び向上に関する事。 (3)住民生活の安全確保に関する事。 (4)住民の教育、福祉及び文化の向上に関する事。 (5)住民の健康増進に関する事。 (6)住民相互の融和と扶助に関する事。 (7)地域内の高齢者、成年、子供等の団体行動、及び住民のグループ活動の育成及び援助に関する事。 (8)市自治会連合会、地区自治会連合会、その他の団体との連絡及び協調に関する事。 (9)市役所、その他官公署との連絡及び協力に関する事。 (10)その他目的の達成のために必要な事。	

第3章 会員	第7条 (会員)	第2条に定める区域に住所を有する世帯は、すべてこの会の会員になることができる。 2 前項に該当しない世帯または団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。 3 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。 4 この会の未加入者は、自治会で所有もしくは管理するものを使用できない。	第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。 2. 別に定める規程の条件を満たす個人または企業、団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。 3. 賛助会員は、いずれも議決権を持たない。 4. この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。 5. この会の未加入者は、自治会で所有もしくは管理するものを使用できない。	構成員の定義
	第8条 (会費)	会員及び賛助会員は、別に定める規定により、会費を納入しなければならない。	会員及び賛助会員は、別に定める規程により、会費を納入しなければならない。	自治会費納入規程
	第9条 (入会)	この会に入会しようとするものは、会長に届け出るものとする。	この会に入会しようとするものは、会長に届け出るものとする。	家族構成名簿
	第10条 (退会)	会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。 2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。	会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。 2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。	個人情報保護規程
	第11条 (拠出金の不返納)	退会した会員が既に納入した会費、その他拠出金は返納しない。	退会した会員が既に納入した会費、その他拠出金は返納しない。	誤字修正
第12条 (役員)	この会に、次の役員を置く。 (1)会長 1人 (2)副会長 3人 (3)副会長補佐 3人 (4)監事 2人	この会に、次の役員を置く。 (1)会長 1名 (2)副会長 1名 (3)総務・会計 計10名程度 (4)監事 2名		自治会組織図
	第13条 (役員を選出)	本年度の役員と各組より選出された本年度の組長、前組長で構成される選考会において推薦、または選挙により選出し、総会の承認を得る。 2. 監事は、他の役員と兼ねることができない。 3. 選考基準は、原則として、付則に基づくものとする。	前条役員は、別に定める規程に基づいて組長会で選出し、総会の承認を得る。但し、欠員を補充する場合はこの限りではない。 2. 役員は、会員の中から選出する。 3. 監事は、他の役員と兼ねることができない。 4. 選考基準は、原則として、別に定める規程に基づくものとする。	役員選出規程

第4章  
役員

<p>第14条 (役員及び組 長、班長の職 務)</p>	<p>会長は、この会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。</p> <p>3. 副会長及び副会長補佐は、役員会及び組長会に出席し、自治会運営に参画、議事録及び各文章の作成、会計事務の処理を行う。</p> <p>4. 監事は次の業務を行う。</p> <p>(1)この会の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2)役員業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3)財産の状況又は、業務の執行について不正の事実及び不合理を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。</p> <p>(4)前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を招集すること。</p> <p>5. 組長及び前組長は、各組を纏め、組長会に出席し、会議に参加し、決議を行う、自治会運営に参画する。</p>	<p>会長は、この会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。</p> <p>3. 役員は、役員会及び組長会に出席し、自治会運営に参画する。</p> <p>4. 総務は、自治会運営全般の事務、及び運営業務等を行う。</p> <p>5. 会計は、会計事務を担い、会計に関する報告書等を作成する。</p> <p>6. 監事は次の業務を行う。</p> <p>(1)この会の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2)役員業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3)財産の状況又は、業務の執行について不正の事実及び不合理を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。</p> <p>(4)前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を招集すること。</p> <p>7. 組長は、組を纏め、組長会に出席し、会議に参加し、決議を行い、自治会運営に参画する。</p> <p>8. 班長は、班を纏め、自治会運営に参画する。</p> <p>9. 各職務の詳細は、別に定める規程に基づくものとする。</p>	<p>自治会組織図 前組長の廃止</p>
<p>第15条 (役員、組長及び 前組長の任期)</p>	<p>会長の任期は、一期2年とし、二期4年を限度とする。</p> <p>2. 会長及び監事を除く役員任期は、原則として一期2年とし、三期6年を限度とする。</p> <p>3. 監事、組長及び前組長の任期は1年とする。但し、監事は再任を妨げない。</p> <p>4. 役員、組長及び前組長に欠員を生じたときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5. 役員、組長及び前組長は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>会長、副会長の任期は、一期1年とし、二期2年を限度とする。</p> <p>2. 会長、副会長及び監事を除く役員任期は、原則として一期2年とし、二期4年を限度とする。</p> <p>3. 監事及び組長の任期は1年とする。但し、監事は再任を妨げない。</p> <p>4. 役員及び組長に欠員を生じたときは、原則として、規程に基づくものとする。</p>	<p>前組長の廃止</p>
<p>第16条 (顧問及び相談 役)</p>	<p>この会に、顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2. 顧問及び相談役は、この会に対する特別功労者または学識経験者で、委員会の議を経て、会長が総会の同意を得て委嘱する。</p> <p>3. 顧問及び相談役の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p>この会に、相談役を置くことができる。</p> <p>2. 相談役は、組長会の議を経て、会長が総会の同意を得て委嘱する。</p> <p>3. 相談役の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p>顧問の廃止</p>
<p>第17条 (委員会)</p>	<p>この会に、第6条に規定する事業を円滑に行うため、委員会を置くことができる。</p> <p>2. 委員会の委員は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>3. 委員会の委員は、特定の業務について、調査研究、遂行する。</p> <p>4. 委員会の委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p>この会に、第6条に規定する事業を円滑に行うため、委員会を置くことができる。</p> <p>2. 委員会の委員は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>3. 委員会の委員は、特定の業務について、調査研究、遂行する。</p> <p>4. 委員会の委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p>	

第5章 会議	第18条 (会議の種類)	この会の会議は、総会、役員会、組長会とする。 2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。	この会の会議は、総会、役員会、組長会とする。 2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。	
	第19条 (会議の構成)	総会は会員を持って構成する。 2. 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 3. 組長会は監事を除く役員と、組長及び前組長をもって構成する。	総会は会員を持って構成する。 2. 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 <b>3. 組長会は、監事を除く役員と、組長をもって構成する。</b>	前組長の廃止
	第20条 (議決事項)	総会は、この規約に定めるもののほか、つぎの事項を決議する。 (1) 事業計画及び収支予算に関すること。 (2) 事業報告及び収支決算に関すること。 (3) 重要な契約を締結すること。 (4) その他この会の運営上特に重要なこと。 2. 組長会は、次の事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に付議すべき事項に関すること。 (3) その他この会の運営に必要なこと。 3. 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、組長会の議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会において、これを報告し、承認を得なければならない。	総会は、この規約に定めるもののほか、つぎの事項を <b>議決</b> する。 (1) 事業計画及び収支予算に関すること。 (2) 事業報告及び収支決算に関すること。 (3) 重要な契約を締結すること。 (4) その他この会の運営上特に重要なこと。 2. 組長会は、次の事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に付議すべき事項に関すること。 (3) その他この会の運営に必要なこと。 3. 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、組長会の議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会において、これを報告し、承認を得なければならない。	
	第21条 (総会)	通常総会は毎年1回開催する。 2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。	通常総会は毎年1回開催する。 2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。	
	第22条 (通常会議)	役員会は、会長が必要と認めたとき適宜に開催することができる。但し議決は組長会のみとする。 2. 組長会は、定例会として、毎月1回開催する。但し、会長が必要と認めたとき、又は役員、組長、前組長の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、臨時組長会を開催することができる。 3. 新、旧役員、組長及び前組長の合同会を年1回開催する。 4. 自治会及び各部会の合同会を年1回開催する。	役員会は、 <b>会長が自治会運営を執行するにあたり</b> 、必要と認めたとき適宜に開催することができる。 <b>2. 組長会は、毎月1回開催する。但し、会長が必要と認めたとき、又は役員、組長の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、臨時組長会を開催することができる。</b>	
	第23条 (召集)	総会及び役員会、組長会は、会長が召集する。 2. 総会及び役員会、組長会を召集する場合は、会長は、会員に対し、会議の目的たる事項日時及び場所を記載した文章をもって、少なくとも開催日の1週間前に通知しなければならない。但し、役員会及び組長会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。	総会及び役員会、組長会は、会長が召集する。 2. 総会及び役員会、組長会を召集する場合は、会長は、 <b>各会の構成員に対し</b> 、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文章をもって、少なくとも開催日の1週間前に通知しなければならない。但し、役員会及び組長会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。	

第24条 (議長)	<p>総会の議長は、その会において出席した会員の中から選出する。</p> <p>2. 役員及び組長会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	<p>総会の議長は、その会において出席した会員の中から選出する。</p> <p>2. 役員及び組長会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	
第25条 (定足数)	<p>会議は、総会においては会員、組長会においては組長会全員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。</p>	<p>会議は、総会においては会員、組長会においては組長会<b>構成員</b>の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。</p>	
第26条 (議決)	<p>総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。</p> <p>2. 組長会の議事は、組長会全員の過半数をもって決する。</p> <p>3. 賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p>	<p>総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。</p> <p>2. 組長会の議事は、組長会<b>構成員</b>の過半数をもって決する。</p> <p>3. 賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p>	
第27条 (書面表決)	<p>やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前25条及び26条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。但し、組長会は書面表決ができない。</p>	<p>やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前25条及び26条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。但し、組長会は書面表決ができない。</p>	
第28条 (議事録)	<p>会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数</p> <p>(3) 会議に出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。</p>	<p>会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数</p> <p>(3) 会議に出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人<b>2名</b>以上が、署名<b>押印</b>しなければならない。</p>	
第29条 (資産の構成)	<p>この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録に掲げる資産</p> <p>(2) 会費及び入会金</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) 資産から生ずる収入</p> <p>(6) その他の収入</p>	<p>この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録に掲げる資産</p> <p>(2) <b>会費</b></p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) 資産から生ずる収入</p> <p>(6) その他の収入</p>	表現の変更

第6章 資産及び会計	第30条 (資産の管理)	資産は、会長が管理し、その管理方法は、組長会の議決により定める。 2. 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。	資産は、会長が管理し、その管理方法は、組長会の議決により定める。 2. 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。	
	第31条 (経費の支弁)	この会の経費は、資産をもって支弁する。	この会の経費は、資産をもって支弁する。	
	第32条 (事業計画及び収支予算)	この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も同様とする。	この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も同様とする。	
	第33条 (事業報告及び収支決算)	この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。	この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。	
	第34条 (会計年度)	この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。	この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。	
第7章 規約の変更	第35条 (規約の変更)	この規約は、組長会において組長会全員の4分の3以上の同意を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。	この規約を変更するには、組長会の承認を経て、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ区長の許可を受ける必要がある。	
第8章 雑則	第36条 (書類帳簿等の備え付け)	この会は、その事務所に会員名簿、財産目録等必要な帳簿を備え付けておかなければならない。帳簿は7年間保管する。 2 会員名簿は第5条に定める目的以外に使用してはならない。	この会は、その事務所に会員名簿、財産目録等必要な帳簿を備えておくものとする。帳簿は7年間保管する。 2. 会員名簿は第5条に定める目的以外に使用してはならない。	

付則

会長の選出	第1条	会長の選出は、再任または役員の中から、規約第13条の1に基づいて、選出する。	役員選出規程 第2条
副会長の選出	第2条	副会長、副会長補佐の選出については、各組の公平を図るため、原則として、各組より1名ずつ、規約第13条の1に基づいて、選出するものとする。その場合においても、自治会の継続性と引継ぎを容易にするため、組長以上の経験者が望ましい。 2 各組の選出者以外に立候補者がある場合は、規約第13条の1の選考会を経て候補者に加えることができる。但し立候補者は組長以上の経験者に限る。	役員選出規程 第3条
副会長の再任	第3条	副会長及び副会長補佐は、4年を超えて、同一担当職に留まることはできない。 なお、担当職とは総務担当、管理担当、会計担当の3業務をさす。	規約 第15条 (任期)

組長の選出	第4条	組長の選出は各組の選考方法に基づくものとする。 2 前組長は前年度の組長が引き継ぐものとする。	役員選出規程 第4条
班長の選出	第5条	班長は、各班で1年ずつ、順番に担当する。	役員選出規程 第5条
体振委員の選出	第6条	体育振興会委員は自治会で選出する。	体育振興会規程へ
体振の目的等	第7条	別に定める、半田山北体育振興会規約に則る。	体育振興会規程へ
公園愛護会の目的	第8条	別に定める、半田山北自治会公園愛護会の規約に則る。	公園愛護会規程（作成予定）へ
街路樹愛護会の目的	第9条	別に定める、半田山北自治会街路樹愛護会の規約に則る。	街路樹愛護会規程（作成予定）へ
外部講習会	第10条	会長が必要と認めた外部講習会などに、役員・組長などが参加する場合は、参加費手当てとして、2000円及び交通費等の費用を支給する。	別規程（作成予定）へ
弔慰金	第11条	会員と同居しており、住民票が同一世帯である方が亡くなった場合、弔慰金として5000円を供える。	別規程（作成予定）へ